

第 3 部

取り組みの状況

第2次太田市環境基本計画進捗管理表

環境 みらい像	環境への取組	環境項目	基準 年度	基準 年度値	単位	進捗管理年度										最終目標値 (令和8年度)
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
脱炭素社会 の実現	省エネルギー化の促進	地域の温室効果ガス排出量	H25	249.9	万t-CO ₂	232.8	221.7	218.7	224.8	219.0	197.9					181.4
	省エネルギー化の促進	市の事務事業からの温室効果ガス排出量	H25	30,002	t-CO ₂	28,838	28,885	27,360	25,854	24,622	21,419					19,081
	再生可能エネルギーの導入	市内の再生可能エネルギー導入容量(累計) ※2	H30	225,202	kW	-	-	-	225,202	241,942	254,822					506,300
	まちの低炭素化の推進	天然ガスの年間利用量	H27	11,002	万m ³	12,306	11,171	11,287	11,103	10,265	10,655					13,000
循環型社会 の実現※1	4Rの推進	ごみ年間排出量	H28	85,337	t	82,091	82,066	82,463	81,439	79,156	78,337					76,624
	4Rの推進	1人当たりごみ排出量	H28	1,046	g / 日	1,003	1,002	1,004	995	971	964					989
	4Rの推進	資源化率	H28	21.2	%	17.5	16.4	15.8	14.9	18.4	16.3					17.2
自然共生社会 の実現	生物多様性の保全	太田生きもの図鑑の発行	H27	未発行	-	-	-	-	-	-	-					発行
	みどり・水辺の保全	市民1人当たりの都市公園面積	H27	12.18	m ²	12.18	12.19	12.17	12.20	12.32	12.35					13.10
	みどり・水辺の保全	新たな湧水池の発見数	H27	現存25	か所 (合計)	0	1	2	3	4	4					5
安全・安心 社会の実現	公害防止対策の推進	大気汚染の環境基準達成割合	H27	100	%	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3					100
	公害防止対策の推進	河川水質の環境基準達成割合	H27	40	%	80	80	80	60	60	80					100
	公害防止対策の推進	大気ダイオキシン類の環境基準達成割合	H27	100	%	100	100	100	100	100	100					100
	公害防止対策の推進	水質ダイオキシン類の環境基準達成割合	H27	100	%	100	100	100	100	100	- ※5					100
	公害防止対策の推進	放射線の除染基準達成割合	H27	100	%	100	100	100	100	100	- ※5					100
	快適なまちなみの形成	まちなみの美しさに対する市民の満足度 ※3	H27	12.8	%	-	-	-	-	-	-					20.0
	快適なまちなみの形成	クールシェアスポット数	H27	4	か所	11	12	16	0	0	0					30
環境保全活 動の拡大	環境教育・環境学習の推進	地域の環境活動に参加したことがある市民の割合 ※4	H26	30	%	-	-	-	-	-	-					40
	協働による環境活動の推進	協働による環境イベントの開催数	H27	3	回	3	4	4	0	3	5					6

※1：令和2年度の報告から進捗管理値は環境省に報告した「一般廃棄物処理事業実態調査」結果に変更しました。

※2：中間見直しの際に環境項目を変更したため、令和2年度の欄から表記しています。

※3～※4：次期計画策定時に「太田市の環境についてのアンケート調査」を行い目標の達成率を確認します。

※5：令和4年度から測定を廃止しました。

第2次太田市環境基本計画（令和4年度進捗管理表）

環境 みらい像	環境への取組	環境項目	基準 年度	基準 年度値	単位	年度 目標	進捗管理の実績			最終目標値 (令和8年度)
							実績値	年度目標達成	評価コメント	
脱炭素社会 の実現	省エネルギー化の促進	市域の温室効果ガス排出量	H25	249.9	万t-CO ₂	201.9	197.9	○	市域の温室効果ガス排出量は、197.9万t-CO ₂ となり、排出量について年度目標値を達成することができました。前年度に比べ、全体に占める割合の高い産業部門の「製造業」の温室効果ガス排出量が減少しています。事務所などの事業者からの排出量は順調に減少していて、脱炭素社会の実現に向けて、より一層の環境負荷の低減のために、市民・事業者・行政が連携し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。市内の再生可能エネルギー導入容量（累計）は、年度目標を達成することができませんでした。今後は住宅用再エネ機器導入報奨金等を活用し、より市内の再生可能エネルギー機器の導入を推進していきます。	181.4
	省エネルギー化の促進	市の事務事業からの温室効果ガス排出量	H25	30,002	t-CO ₂	24,602	21,419	○		19,081
	再生可能エネルギーの導入	市内の再生可能エネルギー導入容量（累計）※2	H30	225,202	kW	318,900	254,822	×		506,300
	まちの低炭素化の推進	天然ガスの年間利用量	H27	11,002	万m ³	12,201	10,655	×		13,000
循環型社会 の実現※1	4Rの推進	ごみ年間排出量	H28	85,337	t	79,707	78,337	○	環境みらい像の達成目標については前年度に引き続き、年度目標値を達成することができました。市民1人1日当たりのごみの排出量の減量化及び資源化率の向上に向け、継続的に啓発行動が必要と考えます。	76,624
	4Rの推進	1人当たりごみ排出量	H28	1,046	g / 日	994	964	○		989
	4Rの推進	資源化率	H28	21.2	%	15.4	16.3	○		17.2
自然共生社会 の実現	生物多様性の保全	太田生きもの図鑑の発行	H27	未発行	-	-	-	-	都市公園面積について、都市公園法施行令第1条の2に規定する住民1人当たりの敷地面積の標準10㎡以上を大きく超えておりますが、更に、継続的に整備が図られています。太田市生きもの図鑑については現在計画段階となっております。新たな湧水地の発見はありませんでしたが、今後も調査を進めていきます。特定外来生物クビアカツヤカミキリの防除駆除事業を、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業による補助金を活用して実施しました。	発行
	みどり・水辺の保全	市民1人当たりの都市公園面積	H27	12.18	m ²	12.73	12.35	×		13.10
	みどり・水辺の保全	新たな湧水池の発見数	H27	現存25	か所 (合計)	3	4	○		5
安全・安心 社会の実現	公害防止対策の推進	大気汚染の環境基準達成割合	H27	100	%	100	83.3	×	大気ダイオキシン類については測定地点の全てで環境基準を達成することができましたが、光化学オキシダントの発生や、河川水質での生物化学的酸素要求量については、環境基準を達成することができませんでした。今後も工場などへの立ち入り検査や指導などを通じて、環境基準について全ての項目を達成できるよう努力していきます。また、クールシェアスポット数については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、市内事業者や公共施設へ展開しませんでした。	100
	公害防止対策の推進	河川水質の環境基準達成割合	H27	40	%	100	80	×		100
	公害防止対策の推進	大気ダイオキシン類の環境基準達成割合	H27	100	%	100	100	○		100
	公害防止対策の推進	水質ダイオキシン類の環境基準達成割合	H27	100	%	100	- ※5	-		100
	公害防止対策の推進	放射線の除染基準達成割合	H27	100	%	100	- ※5	-		100
	快適なまちなみの形成	まちなみの美しさに対する市民の満足度 ※3	H27	12.8	%	17.1	-	-		20.0
	快適なまちなみの形成	クールシェアスポット数	H27	4	か所	20	0	×		30
環境保全活 動の拡大	環境教育・環境学習の推進	地域の環境活動に参加したことがある市民の割合 ※4	H26	30	%	36	-	-	市内の環境保全活動の活性化を図るべく、市民団体や事業所などと協働でイベントを企画・開催し、年度目標を達成することができました。今後も市民が参加しやすく、環境に興味を持ってもらえるようなイベントを開催していきます。	40
	協働による環境活動の推進	協働による環境イベントの開催数	H27	3	回	5	5	○		6

※1：令和2年度の報告から進捗管理値は環境省に報告した「一般廃棄物処理事業実態調査」結果に変更しました。

※2：中間見直しの際に環境項目を変更したため、令和2年度の欄から表記しています。

※3～※4：次期計画策定時に「太田市の環境についてのアンケート調査」を行い目標の達成率を確認します。

※5：令和4年度から測定を廃止しました。

第1章 脱炭素に配慮した暮らしを实践するまち

■施策の方向性

本市で暮らし活動する人びとが、環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を積極的に展開し、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が抑制された脱炭素社会の実現を目指します。

■環境みらい像の達成目標

項目	令和4年度 目標値	令和4年度 実績値
市域の温室効果ガス排出量	201.9万 t-CO ₂	197.9万 t-CO ₂ ※
市の事務事業からの温室効果ガス排出量	24,602 t-CO ₂	21,419 t-CO ₂
市内の再生可能エネルギー導入容量(累計)	318,900 kW	254,822 kW ※
天然ガス利用量	1億2,201万m ³	1億655万m ³

※温室効果ガス排出量については、国、県などの最新の公表値から、太田市の世帯数や工業出荷額などの按分により計算しているため、令和2年度実績となります。

評価コメント

市域の温室効果ガス排出量は、197.9万t-CO₂となり、排出量について年度目標値を達成することができました。前年度に比べ、全体に占める割合の高い産業部門の「製造業」の温室効果ガス排出量が減少しています。

市内の再生可能エネルギー導入容量(累計)は、年度目標を達成することができませんでした。今後は住宅用再エネ機器導入報奨金制度の周知を図るなど、市内の再生可能エネルギー機器の導入をより一層推進していきます。

事務所などの事業者からの排出量は順調に減少していて、脱炭素社会の実現に向けて、より一層の環境負荷の低減のために、市民・事業者・行政が連携し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。

■実績

(1) 市域の温室効果ガス排出量

部 門		温室効果ガス排出量 基準年（平成 25 年度） A	温室効果ガス排出量 （令和 2 年度） B	エネルギー消費量 （令和 2 年度）	増減比率 B/A
産業 部門	農林水産業	2.46 万 t-CO ₂	1.56 万 t-CO ₂	216 TJ	▲36.6%
	建設業	2.94 万 t-CO ₂	2.42 万 t-CO ₂	321 TJ	▲17.7%
	製造業	130.78 万 t-CO ₂	99.46 万 t-CO ₂	11,642 TJ	▲23.9%
民生 部門	家庭	29.99 万 t-CO ₂	26.34 万 t-CO ₂	3,191 TJ	▲12.2%
	業務	37.57 万 t-CO ₂	25.63 万 t-CO ₂	2,962 TJ	▲31.8%
運輸 部門	自動車	42.05 万 t-CO ₂	37.96 万 t-CO ₂	5,623 TJ	▲9.7%
	鉄道	1.82 万 t-CO ₂	1.42 万 t-CO ₂	114 TJ	▲22.0%
他	一般廃棄物	2.34 万 t-CO ₂	3.07 万 t-CO ₂	エネルギー起源でない	31.2%
合 計		249.95 万 t-CO ₂	197.85 万 t-CO ₂	24,068 TJ	▲20.8%

※令和 2 年 12 月に都道府県別エネルギー消費統計の推計方法が変更となり、過去の公表数値も遡って変更となりました。そのため、基準年（平成 25 年度）の排出量は、変更後に再計算しており、第 2 次太田市環境基本計画策定時の数値から変更しています。

(2) 市の事務事業からの温室効果ガス排出量

エネルギー種類		基準年度 （平成 25 年度）	令和 4 年度実績	増減比率
エ ネ ル ギ ー 起 源	灯油	1,613 t-CO ₂	692 t-CO ₂	▲57.1%
	軽油	452 t-CO ₂	489 t-CO ₂	8.2%
	ガソリン	596 t-CO ₂	505 t-CO ₂	▲15.3%
	A 重油	1,516 t-CO ₂	1,329 t-CO ₂	▲12.3%
	液化石油ガス (LPG)	662 t-CO ₂	257 t-CO ₂	▲61.2%
	都市ガス	1,461 t-CO ₂	1,978 t-CO ₂	35.4%
	電力	20,205 t-CO ₂	12,308 t-CO ₂	▲39.1%
小 計		26,505 t-CO ₂	17,558 t-CO ₂	▲33.8%
非エネルギー起源		3,497 t-CO ₂	3,861 t-CO ₂	10.4%
計		30,002 t-CO ₂	21,419 t-CO ₂	▲28.6%

※燃料の燃焼で発生・排出される二酸化炭素を「エネルギー起源」と呼び、工業プロセスの化学反応や廃棄物の焼却で発生・排出されるものを、「非エネルギー起源」と言います。

※電力の算定には調整後排出係数を用いています。

(3) 市内の再生可能エネルギー導入容量（累計）

再生可能エネルギー種類	基準年度 (平成30年度)	再生可能エネルギー導入容量 (令和2年度)	増減比率
太陽光発電（10kW未満）	41,582 kW	47,732 kW	14.8%
太陽光発電（10kW以上）	183,433 kW	206,903 kW	12.8%
風力発電	0 kW	0 kW	0%
水力発電	187 kW	187 kW	0%
地熱発電	0 kW	0 kW	0%
バイオマス発電	0 kW	0 kW	0%
再生可能エネルギー合計	225,202 kW	254,822 kW	13.2%

(4) 天然ガス利用量（出典：太田都市ガス株式会社）

	製造業	業務用		家庭用
	(工業用)	(商業用)	(その他用)	(家庭用)
使用量	98,325,839 m ³	1,455,735 m ³	4,193,380 m ³	2,577,168 m ³
合計	106,552,122 m ³			

※天然ガスの単位熱量：10,750 kcal/m³

■市民の取り組み5か条

1. 脱炭素社会づくりに貢献する「COOL CHOICE 運動」に参加しましょう。
2. 市の省エネイベントに進んで参加しましょう。
3. 徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、環境に負荷のかからない移動手段を心がけましょう。
4. 再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しやエネルギーの効率的な使用に努めましょう。
5. 住宅の新築や改築を行う場合は、省エネルギー性能の高い住宅、賃貸住宅を選ぶ際は断熱性に優れた住宅の選択に努めましょう。

■事業者の取り組み5か条

1. 脱炭素社会づくりに貢献する「COOL CHOICE 運動」に参加しましょう。
2. 市の省エネイベントに進んで協力しましょう。
3. 環境マネジメントシステム（環境G S<ぐんまスタンダード>認定制度、エコアクション21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入しましょう。
4. 事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施しましょう。
5. 再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しやエネルギーの効率的な使用に努めましょう。

第1章 《第1節 省エネルギーの推進》

■取り組み方針

(1) 家庭・事業者の省エネルギー化の促進

市民・事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や学習講座等を開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。
また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進などの取り組みを推進していきます。

(2) 公共施設の省エネルギー化の推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「太田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業に係る省エネルギー対策を推進します。

■具体的な取り組み

1. COOL CHOICE 運動への参加呼びかけなど、家庭・事業所における効率的な省エネルギー活動の促進のため、適切な情報提供や助成を実施します。

担当部署：環境対策課、脱炭素推進室

太田市ホームページにて「COOL CHOICE チーム太田」への賛同や家庭でできる省エネについて情報提供を行いました。

COOL CHOICE チーム太田賛同団体・企業数 14団体

2. 家庭における高効率機器や次世代自動車の設置・購入を促進します。

担当部署：環境対策課、脱炭素推進室

高効率給湯機器の設置に対して補助金を支給しました。

支給件数 199件 金額 一律20,000円

2月に道の駅おおたにて次世代自動車の試乗会を開催しました。

参加台数 6台（4団体） 試乗者数 42組

※補助金支給の詳細は資料編 p61 に掲載しています。

3. 群馬県温暖化防止活動推進員による省エネ出前講座や省エネ診断等を活用し、家庭・事業所におけるエネルギー使用状況の把握や、エネルギー使用量の削減を促進します。

担当部署：環境対策課、脱炭素推進室

群馬県地球温暖化防止活動推進員による省エネ出前講座を太田市公式 YouTube で公開し、エネルギー使用量の削減を促進しました。

4. 省エネルギー対策に関する情報提供を行い、事業者の省エネルギー活動を促進します。

担当部署：環境対策課、脱炭素推進室

「COOL CHOICE チーム太田通信」を3月に発行し、チームおおた賛同団体・事業所の優れた省エネルギー活動を周知することで、事業者の省エネルギー活動を促進しました。

5. 省エネルギー対策に関する情報提供を行い、家庭の省エネルギー活動を促進します。

担当部署：環境対策課、脱炭素推進室

太田市ホームページにて家庭でできる省エネについて周知しました。また、夏季と冬季の年2回、広報おおたにて家庭でできる節電について周知しました。

6. 地球温暖化防止活動補助金制度を活用した家庭におけるHEMSや事業所・店舗におけるBEMSなどによる省エネルギー行動の実施効果の見える化を促進します。

担当部署：環境対策課、脱炭素推進室

北部運動公園内のエコハウスにおいて、HEMSの実施状況をモニターにて掲示することで、省エネルギーの見える化を促進しました。

7. 環境マネジメントシステム（環境GS〈ぐんまスタンダード〉認定制度、エコアクション21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）の導入を促進します。

担当部署：環境対策課、脱炭素推進室

市役所内の各部署を対象に研修会を行い、環境マネジメントシステムへの理解を深めました。

8. エコドライブを促進し、エネルギーを無駄にしない運転についての情報提供を実施します。

担当部署：環境対策課、交通対策課

アイドリング・ストップやエコドライブの概要が記載された県や関係機関発行のチラシ（パンフレット）などにより、運動の内容を広く周知しました。

9. 「太田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。

担当部署：全課

施設照明のLED化・庁舎の一斉消灯等を実施し、省エネルギー化を行いました。また、暖房便座トイレの使用後に、便座のフタを閉めることで、1日あたり約15%削減になることから、職員で実践しました。本庁舎トイレには、継続して啓発用の掲示物を掲示し、トイレ利用者に使用後はフタを閉めるよう協力を呼びかけました。

10. 公共施設では、高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。

担当部署：全課

既存施設への省エネルギー機器の入替えとともに、新規施設にはLEDなどの省エネルギー機器の導入をしました。

11. 市民や事業者の行動変容を促す「ナッジ」などの取り組みを検討します。

担当部署：全課

資源エネルギー庁の推奨する家庭でできる省エネなど家電の買い替えによる電気量の削減などを紹介し、行動の変容に繋がるように取り組んでいます。

※本庁舎トイレブースに掲示

暖房便座トイレ利用者に向けて、節電の協力を呼びかける掲示物を掲示しました。

使用後は、便座のフタを
閉めましょう！

1日約15%の節電になるよ！



ご協力をお願いします。

第1章 《第2節 再生可能エネルギーの利用促進》

■取り組み方針

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムや省エネルギー型住宅等に関する情報の発信や啓発を推進します。

■具体的な取り組み

1. 太陽光発電など再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。

担当部署：脱炭素推進室

市民に対して、群馬県の実施する太陽光発電システム・蓄電池の共同購入事業や株式会社おた電力の卒FIT電力買取の取組みなどを周知しました。

2. 公共施設では、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます。

担当部署：全課

新規施設の建設を計画する場合に備え、他自治体の事例や国の補助金等について情報収集しました。

3. 自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入拡大による住宅や事業所でのエネルギー創出を図ります。

担当部署：脱炭素推進室

住宅用再エネ機器導入報奨金として、出力2kW以上の太陽光発電システムについて一律3万円、蓄電容量4kWh以上の蓄電池システムについて一律5万円、おひさまエコキュートについて一律2万円を、令和4年度に設置した市民に対して支給しました。

令和4年度実績 272件 報奨金額 15,700,000円

※報奨金支給の詳細は資料編 p61 に掲載しています。

4. 再生可能エネルギー由来の電力を供給している電力会社への切り替えを呼びかけます。

担当部署：脱炭素推進室

再生可能エネルギー由来の電力を供給している電力会社の情報収集を行いました。

5. 再生可能エネルギーの余剰電力の蓄電やピークシフト等に資する蓄電池の導入を促進します。

担当部署：脱炭素推進室

住宅用再エネ機器導入報奨金により、蓄電池システムやおひさまエコキュートの導入を促進しました。

6. 防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電、コージェネレーション、電気自動車（EV）、蓄電池等）を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。

担当部署：危機管理室、脱炭素推進室

再生可能エネルギーの活用方法や他自治体での事例等の情報収集を行いました。また、ライフライン事業者等と災害時の電源供給、避難所資機材等について情報交換を行いました。

7. 住宅や工場、商業施設、公共施設などの未活用の屋根や遊休地への太陽光発電の導入・拡大方策について検討します。

担当部署：脱炭素推進室

国の照会を受けて、市有施設の未活用の屋根における太陽光発電システムの設置可能性について調査しました。

8. J-クレジット制度などを活用した再生可能エネルギーの導入・拡大方策について検討します。

担当部署：脱炭素推進室

J-クレジットやボランタリークレジットなどのカーボン・オフセット制度や、それを活用した電力、LNGなどの利用について協議しました。

9. 地元との合意形成を十分に図り、防災や生活環境、自然環境に配慮した再生可能エネルギー設備の設置を進めるための要綱やガイドラインの制定について検討します。

担当部署：脱炭素推進室

太陽光発電に関する環境配慮ガイドライン・事業計画策定ガイドラインについて情報収集を行いました。

10. 水素エネルギーの利活用や導入促進策を検討します。

担当部署：脱炭素推進室

包括連携協定を締結した東京ガス株式会社の電動車勉強会に参加し、水素を利用する電動車や水素ステーションについて学ぶなど、水素エネルギーの利活用方法について情報収集しました。

11. 再生可能エネルギー導入モデル地区について検討します。

担当部署：脱炭素推進室

国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を受けて実施する施策について、包括連携協定に基づいて民間企業の助力を得ながら協議を進めました。

第1章 《第3節 脱炭素型まちづくりの推進》

■取り組み方針

(1) 省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の促進

戸建住宅や集合住宅の新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物・設備とするよう普及・啓発を行い、まちの脱炭素化を推進します。

また、再生可能エネルギーの有効活用及びエネルギーの面的利用等に向けた取り組みを推進します。

(2) 公共交通、自転車利用の促進

自動車の使用について、環境負荷の少ないハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図るとともに、エコドライブへの心がけを啓発するため、キャンペーンやPRを展開します。

また、市民や本市を訪れた人が鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

■具体的な取り組み

1. 建築物の新築・改築時には、建築物省エネ法や低炭素促進法に基づき、エネルギーの地産地消（創エネ・省エネ・蓄エネ）などエコ建築物への指導・誘導を図り、市街地の脱炭素化を促進します。

担当部署：建築指導課、脱炭素推進室

確認申請及び指定確認検査機関からの確認審査報告書の審査時に、省エネ法の届出がされているか確認し、されていない場合は手続きを指導しました。

2. 屋上緑化や壁面緑化の促進、みどりのカーテンの普及など、まちの脱炭素化に貢献する緑化を促進します。

担当部署：環境対策課、各施設担当課

市民の目につきやすい各行政センターや清掃センターなどでみどりのカーテンを実施し、公共施設の緑化を進めています。

3. 公共交通の利便性を高め、利用しやすくし、エネルギーの効率化が図れる公共交通機関の利用を促進します。

担当部署：交通対策課、環境対策課

スクールバスの空き時間を活用した、市営無料バスを243日間運行し、本市の公共交通体系の充実・公共交通機関の利用促進に向けて、一定の成果をあげました。

4. 生活道路の整備をし、歩行者等の利便性を高めます。

担当部署：道路整備課

生活道路の整備促進を実施しました。工事件数は年度目標を達成する28件実施しました。

5. エコドライブへの心がけを啓発するため、PRを展開します。

担当部署：環境対策課、交通対策課

2月に各自動車販売店・道の駅おおたの協力により実施した「次世代自動車試乗会」において、試乗者に向けて次世代自動車の普及啓発と併せて、運転時のエコドライブについてPRしました。

6. 電気自動車充電設備や水素ステーションなど、次世代自動車の普及促進に必要なインフラ整備を検討します。

担当部署：脱炭素推進室

包括連携協定を締結した東京ガス株式会社の電動車勉強会に参加し、電気自動車充電設備や水素ステーションの災害時活用、アプリを利用した運用について学ぶなど、情報収集を行いました。

7. 都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、都市機能や居住の誘導をするとともに、公共交通網の再編により、生活サービス機能へアクセスしやすい環境を整えたコンパクトシティ・プラス・ネットワーク型のまちづくりを目指します。

担当部署：都市計画課、交通対策課

立地適正化計画の届出により、誘導区域外における実態を把握し、本計画の見直し等の今後の取組みに活用しています。

(都市機能誘導区域外：8件、居住誘導区域外：29件)

8. 防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電、コージェネレーション、電気自動車（EV）、蓄電池等）を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。

担当部署：危機管理室、脱炭素推進室

再生可能エネルギーの活用方法や他自治体での事例等の情報収集を行いました。また、ライフライン事業者等と災害時の電源供給、避難所資機材等について情報交換を行いました。

第2章 資源循環に配慮した暮らしを実践するまち

■施策の方向性

4Rの周知を中心とする取り組みを展開していますが、人口増加や製造業を中心とする経済活動が好調であったことなどを要因とするごみの総排出量及び市民1人1日当たりのごみの排出量が増加していることから、引き続き、より一層のごみ減量に向けて、ごみの発生回避（リフューズ）、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の4Rの推進に、市民・事業者への普及啓発活動を実施していきます。

また、分別排出の徹底による資源化の促進、収集運搬作業の効率化など、ごみ処理体制を充実していきます。

■環境みらい像の達成目標

項目	令和4年度 目標値	令和4年度 実績値
ごみ年間排出量	79,707 t	78,337 t
市民1人1日当たりのごみの排出量	994 g	964 g
資源化率	15.4 %	16.3 %

※令和2年度の報告から実績値は環境省に報告した「一般廃棄物処理事業実態調査」結果に変更しました。

評価コメント

環境みらい像の達成目標については前年度に引き続き、年度目標値を達成することができました。市民1人1日当たりのごみの排出量の減量化及び資源化率の向上に向け、継続的に啓発行動が必要と考えます。

■実績

(1) ごみ年間排出量 (生活系+事業系) (単位：t)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活系	可燃ごみ	48,242	46,825	46,331
	不燃ごみ	1,434	1,243	1,162
	資源ごみ	2,942	2,846	3,016
	その他のごみ	113	143	128
	粗大ごみ	2,735	2,590	2,370
	計 (A)	55,466	53,647	53,007
事業系	可燃ごみ	20,069	19,361	19,593
	不燃ごみ	248	249	236
	資源ごみ	2,524	3,789	3,213
	粗大ごみ	502	482	515
	計 (B)	23,343	23,881	23,557
集団回収 (C)		2,630	1,628	1,773
ごみ年間排出量 (A+B+C)		81,439	79,156	78,337

(2) 原単位 (市民1人1日当たりのごみの排出量)

$$\begin{aligned} \text{ごみ総排出量} \div \text{年間日数} \div \text{人口 (9月末)} &= \text{1人1日当たり} \\ \underline{78,337 \text{ t} \div 365 \text{ 日} \div 222,524 \text{ 人}} &= \underline{964 \text{ g}} \end{aligned}$$

(3) 資源化率

$$\begin{aligned} \text{リサイクル処理量} \div \text{ごみ総排出量} &= \text{リサイクル率 (資源化率)} \\ \underline{14,597 \text{ t} \div 79,156 \text{ t}} &= \underline{18.4 \%} \end{aligned}$$

リサイクル処理量内訳

(単位：t)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源化量	9,524	12,969	12,799
集団回収	2,630	1,628	1,773
合計	12,154	14,597	14,572

※令和2年度の報告から実績値は環境省に報告した「一般廃棄物処理事業実態調査」結果に変更しました。

■市民の取り組み5か条

1. ごみ出しルールに基づいて、正しく分別して出すことを徹底しましょう。
2. すぐにごみになるもの、資源化しにくいものは買わないようにしましょう。
3. 生ごみを出す場合は、水分を良く切り、ごみを減量しましょう。
4. 家庭や飲食店では、食品の食べ残しが発生しないようにしましょう。
5. 買い物はマイバッグを持参し、可能な限りレジ袋は受け取らないようにしましょう。

■事業者の取り組み5か条

1. 資源化できるごみの分別を徹底し、リサイクルしましょう。
2. リサイクルBOXの設置に努めましょう。
3. ばら売りや量り売りを増やしましょう。
4. 飲食店では、食品の食べ残しが発生しないよう利用者に呼びかけましょう。
5. フードバンク事業に協力しましょう。

第2章 《第1節 4Rの推進》

■取り組み方針

(1) ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

広報紙等を活用して、4Rによるごみの減量化・資源化のための情報を継続して提供します。

市民や事業者の独自性を優先した発生抑制の取り組みを推進するために、地域団体と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。

(2) 分別排出・収集の徹底

ごみの発生抑制をはじめ、資源化をより一層進めていくために、ごみの分け方、出し方について必要な情報をわかりやすく市民・事業者提供し、分別排出の徹底を図ります。

(3) 資源化推進のための仕組みづくり

分別排出・収集の徹底、不要となったものを再使用、再生利用するための仕組みづくりを行うとともに、資源物の集積所回収をはじめ、市民団体などによる集団回収活動への支援など、誰もが参加しやすい資源物回収事業に引き続き取り組んでいきます。

また、事業所においては、自らが責任をもって適切に処理することを徹底させるための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取り組みにつなげるための情報発信を行っていきます。

■具体的な取り組み

1. ごみの減量化のため、ごみの発生回避（リフューズ）と発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の更なる推進に主眼を置きながら、再生利用（リサイクル）を含む4Rを推進します。

担当部署：清掃事業課

広報おおたでのごみの排出量掲載時、全12回で「生ごみは捨てる前に一絞りと」の広告をつけました。10月の広報おおたで「4R」でプラごみ減量！取り組もうプラスチック・スマート」を掲載し、「4R」を啓発しました。10月のエフエム太郎のCM放送で「4R」について周知しました。

2. 買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに簡易包装による購入やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。

担当部署：清掃事業課

10月の広報おおたで「4R」でプラごみ減量！取り組もうプラスチック・スマート」を掲載し、マイバックの持参や過剰包装を自粛することを啓発しました。11月の広報おおたで「キッチンからごみの減量をはじめませんか？」を掲載し、簡易包装の商品を選ぶなど、無駄を出さない商品選択を推奨しました。

3. 家庭や飲食店等に対し、食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発します。

担当部署：清掃事業課

11月にエフエム太郎のCM放送で「生ごみの減量、食品ロス」について周知しました。11月の広報おおたで「キッチンからごみの減量をはじめませんか？」を掲載し、食べ切りを推奨しました。

4. ごみの出し方（分別収集、収集日時、各集積所の管理）の周知を図るため、普及啓発活動（リーフレットの作製、啓発動画の配信）を行います。

担当部署：清掃事業課

「家庭ごみの分け方と出し方」リーフレットを作製し、全戸配布を行いました。エフエム太郎のCM放送や、広報おおたを活用し、ごみの出し方についての周知を行いました。各行政センターだよりに「ごみステーションの利用について」と題し、ごみ出しのルールの確認、不法投棄抑制の記事を掲載しました。

5. 生ごみの減量化及びたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理機・容器が普及するよう支援します。

担当部署：清掃事業課

「生ごみ処理槽等設置助成金」制度を行いつつ、7月から12月の間では助成金額を増額する「生ごみ処理槽設置促進キャンペーン」を実施し、家庭用生ごみ処理機・容器を普及しました。また、キャンペーンについては広報おおたやエフエム太郎のCM放送、各SNSの媒体を活用し周知しました。

令和4年度助成金実績 373人 379台 助成金額 12,448,900円

6. 地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。

担当部署：清掃事業課

資源ごみ回収報奨金交付事業の周知を図るため、2月の新年度認定団体登録の開始に伴い、広報おおたと太田市ホームページで「資源ごみ回収報奨金」について案内を掲載しました。

令和4年度実績 登録数 313 団体 回収量 1,773 t 報奨金額 14,180,240 円

7. ごみ減量と森林資源保護のため、紙パック・古紙等の回収、再生利用を進めるとともに、市民団体への支援を行います。

担当部署：清掃事業課

太田市ホームページ「事業系ごみのリサイクル」のページを増設し、「事業系紙ごみのリサイクル推進」を啓発しました。エフエム太郎のCM放送で3月に「新聞・雑誌・段ボール等の古紙のリサイクル」について周知しました。3月の広報おおたと「リサイクル「紙ごみ」減量」を掲載し、リサイクル倉庫での古紙等の回収について周知しました。

8. 空カン、空ビン、ペットボトル等の回収、資源化及び再生利用を推進します。

担当部署：清掃事業課

太田市ホームページで「お買い物ついでに資源ごみのリサイクルをしてみませんか？」と題して店頭回収実施店舗一覧を最新のものに更新し、周知しました。10月の広報おおたと「「4R」でプラごみ減量！取り組もうプラスチック・スマート」を掲載し、ペットボトルのリサイクルを啓発しました。

9. 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、分別収集の普及啓発活動を行います。

担当部署：清掃事業課

10月の広報おおたと「「4R」でプラごみ減量！取り組もうプラスチック・スマート」を掲載し、容器包装プラスチックの分別を啓発しました。

10. 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、再生資源、再生部品の利用に努めます。

担当部署：全課

庁舎内において使用しなくなった備品などを「買う前に探そう」と題して、必要な部署を探すことで再利用を促進しています。また、再生紙を積極的に使用しています。

11. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定の建設資材について再資源化等の促進に努めます。

担当部署：全課

工事発注時には再資源化資材に関するチェック項目を設けるなど、積極的な再資源化資材の使用を促しています。

12. 庁内から排出されるごみの分別収集や機密文書の溶解処理（セキュリティリサイクル）などリサイクルを推進します。

担当部署：全課

市のごみ出しルールに従い、市民の模範となるようにごみの分別に努めています。

13. 公共施設において、使用済み小型家電、廃食用油、使用済インクカートリッジの回収を行い、リサイクルを啓発します。

担当部署：清掃事業課

9月の広報おおたで「使用済小型家電回収ボックスを活用ください」を掲載し、周知しました。エフエム太郎のCM放送で1月に「公共施設での小型家電・使用済みインクカートリッジの回収」について周知しました。

14. 海洋プラスチックごみの問題について理解を深めるとともに、使い捨てのプラスチック製品の使用を削減するよう啓発します。

担当部署：清掃事業課

10月の広報おおたで「「4R」でプラごみ減量！取り組もうプラスチック・スマート」を掲載し、その中で「海洋プラスチックごみ問題」について周知しました。エフエム太郎のCM放送で9月に「海洋プラスチック問題」、「プラごみの減量」について周知しました。

15. 循環経済の意義について周知するとともに、市民に対する賢い消費行動や事業所に対する環境配慮型製品の設計・製造・販売を呼び掛けていきます。

担当部署：清掃事業課

11月に広報おおたで「キッチンからごみの減量をはじめませんか？」を掲載し、簡易包装の商品を選ぶなど、ムダを出さない商品選択を推奨しました。

第2章 《第2節 適正な処理の推進》

■取り組み方針

(1) 安定的で効率的なごみ処理体制の推進

高齢者世帯の増加など、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全に配慮した収集・運搬を行います。

■具体的な取り組み

1. ごみの分別品目について、法令やリサイクル技術の動向や市民意識などを考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。

担当部署：清掃事業課

ごみの分別品目の見直しについて、新しい製品への対応や、収集委託業者やリサイクルプラザなどで起きる火災事故防止のため、「家庭ごみの分け方と出し方」のリーフレットの修正を行いました。

2. 収集運搬方法の効率化や、ごみ出し困難を伴う市民への対応など、より良い収集方法について検討します。

担当部署：清掃事業課、長寿あんしん課

収集運搬方法の効率化は随時検討を行い、ごみ出し困難を伴う市民への対応について、粗大ごみの戸別収集などを行いました。また、ごみ出し困難な高齢者29名を対象に、無料でごみ収集を実施しました。

第3章 自然と人が共生するまち

■施策の方向性

大切な自然を次世代へと引き継いで「自然と人が共生するまち」を実現するために、緑地や水辺の改変、遊休農地や耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育域である豊かな自然の維持・向上に向けた取り組みを展開します。

また、市民が自然に親しめるよう、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供します。

さらに、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。

■環境みらい像の達成目標

項目	令和4年度 目標値	令和4年度 実績値
太田市生きもの図鑑の発行	—	—
市民1人当たりの都市公園面積	12.73 m ²	12.35 m ²
新たな湧水池の発見数（合計値）	3	4

評価コメント

都市公園面積について、都市公園法施行令第1条の2に規定する住民1人当たりの敷地面積の標準10 m²以上を大きく超えておりますが、更に、継続的に整備が図られています。

太田市生きもの図鑑については現在計画段階となっております。新たな湧水地の発見はありませんでしたが、今後も調査を進めていきます。

特定外来生物クビアカツヤカミキリの防除駆除事業を、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業による補助金を活用して実施しました。

■実績

(1) 太田市生きもの図鑑の発行

図鑑の発行のための情報収集の方法について、太田市環境創造協議会員との協議を行いました。また、他自治体発行による資料の収集も行いました。

(2) 市民1人当たりの都市公園面積

項目	単位	基準年度 (平成27年度)	令和4年度
総人口	人	223,030	222,196
都市公園面積	ha	271.56	274.42
	m ²	2,715,600	2,744,200
1人当たりの公園面積	m ²	12.18	12.35

(3) 新たな湧水地の発見数

新たな湧水地の発見はありませんでした。

※市内湧水地の把握状況は資料編 p62 に掲載しています。

■市民の取り組み5か条

1. 湧水地や水辺空間、公園の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加しましょう。
2. 市や地域の緑化活動に進んで協力、参加しましょう。
3. 自然観察会や体験型学習イベントなどに積極的に参加しましょう。
4. 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めましょう。
5. 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めましょう。

■事業者の取り組み5か条

1. 市民や市が実施する自然観察イベントや美化活動に積極的に協力・参加しましょう。
2. 市や地域で行う緑化運動に協力しましょう。
3. 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めましょう。
4. 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めましょう。
5. 敷地内や屋上などの緑化に努めましょう。

第3章 《第1節 生物多様性の保全》

■取り組み方針

(1) 動植物の生息・生育環境の保全

市内の緑地や水辺などには、環境省のレッドデータブックに記載された貴重な動植物をはじめとする多種多様な動植物が生息・生育しています。

これらの動植物の実態を定期的に把握するとともに、生物多様性の保全に向けた指針の策定や施策の実施に努めるほか、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。

さらに、環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知・啓発していきます。

(2) 動植物とふれあえる空間の創造

市民が、生物多様性の大切さが実感できるように、自然観察イベント等の取り組みの実施や親水公園や河川等の適切な維持管理の実施など、動植物とふれあえる機会と場を提供していきます。

■具体的な取り組み

1. 自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、市内のボランティアやNPO法人等と協働して、動植物の実態把握に努めます。

担当部署：環境対策課

金山のアカマツに関する保全や、新田湧水群の希少植物に関する保全活動について太田市環境創造協議会員から情報提供を受けました。

2. 希少動植物の生息・生育状況の情報収集に努め、適切な保全策を講じます。

担当部署：環境対策課

新田湧水群に生息する希少な植物について、NPO法人新田環境みらいの会から情報提供を受けました。

※希少な植物の詳細は資料編 p65 に掲載しています。

3. 平地林を保ちながら自然共生に努めます。

担当部署：花と緑の課

矢場町平地林について、環境保全と利用者の利便性向上を目的として、12,520 m²の除草作業を行いました。また、ホタルの育成事業としてカワニナの放流や生息環境の保全を行いました。

4. 「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。

担当部署：環境対策課

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業による補助金を活用して、クビアカツヤカミキリ防除駆除事業を実施しました。樹幹注入剤をサクラの被害木4,321本に施工しました。サクラ以外のウメ、モモ、ハナモモ、スモモ、プルーン、サクランボについては、スプレー剤による防除作業の実施・指導を行いました。また、地区長や環境保健委員、市民に向けて、広報紙やホームページ等を通じて注意喚起を行いました。

5. 野生動植物に親しめる場として、八王子丘陵などの自然観察ができる場所の適切な維持管理を実施します。

担当部署：花と緑の課、農村整備課

八王子丘陵では、入山者の安全性及び利便性の向上を目的として、94,000 m²の除草作業を行いました。また、遊歩道の整備や除草作業等を実施し、隣接するトイレの清掃も行いました。入山者によるけが等の報告もありませんでした。

6. 自然観察イベント等の開催を図ります。

担当部署：環境対策課

ぐんまこどもの国と連携し、西長岡にある上州太田ビオトープの里でホタルの観察会を企画しました。ホタルが生息できる自然環境についての理解を深めていただき、環境保全について考えていただく機会になればと考えましたが、当日あいにくの雨天により中止となりました。

7. 生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。

担当部署：環境対策課

11月13日に太田市新田文化会館・総合体育館（エアリス）で開催された環境フェアにおいて、野鳥等の生態についての展示・工作にて、情報発信を行いました。

第3章 《第2節 みどり・水辺の保全》

■取り組み方針

(1) 緑地の保全、創出

本市のみどりのシンボルである金山や八王子丘陵をはじめ、歴史的象徴の社寺林や屋敷林など地域の里山・平地林の保全に向けて、地域の市民や団体の協力を得て、適切な維持管理の取り組みを進めます。

また、地域住民と協働して在来植生に配慮した雑木林の再生に取り組みます。

(2) 湧水地、水辺の保全、整備

新田地域の湧水地や市内河川などの身近な水辺の維持管理を推進し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努めます。

市民が水辺に親しめる機会の提供を目的とする親水空間を利用したイベントや河川清掃活動等を継続するとともに、より多くの市民の興味を引きつける活動内容を立案し、水辺の保全活動への参加率を高めていきます。

(3) 公園の整備

公園やビオトープ等の整備を着実に推進し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めます。また、屋敷林をはじめとする既存のみどりを守るとともに、公共用地内の緑地確保、開発事業等に伴う緑化指導を推進し、市内のみどりを保全・創出していくとともに、市民による緑化活動を支援します。

(4) 農地の保全、活用

作物の生産や良好な景観の形成、動植物の生息・生育空間といった多面的な役割を担う農地を保全するため、遊休農地や耕作放棄地の解消に努めます。

また、イノシシをはじめとする鳥獣被害においても、地域住民や猟友会などと協力し、農作物や家屋等の被害防止に努めます。

■具体的な取り組み

1. 自然とのふれあいの場、やすらぎの場として公園や広場の整備を進めます。

担当部署：花と緑の課

コミュニティの場にふさわしい樹木管理及び設備管理等を行いました。

2. 街路樹や河川沿いの樹木の保全及び整備を通して、道路や水辺の緑化を進め、緑地空間をつくります。

担当部署：花と緑の課

街路樹及び親水緑地の樹木の管理を行いました。

3. 金山の赤松保全活動などの森林保全に努めます。

担当部署：農業政策課

マツノザイセンチュウに侵されて枯れてしまった松を伐採し、燻蒸（殺虫）などを施して周りの松への被害拡大を防止しました。また、松が枯れないように栄養剤の注入や、松が健全に育つように下草刈りをしました。

4. 現存する巨樹・巨木等の維持管理を支援し、みどりの保全を図ります。

担当部署：花と緑の課

歴史ある緑の保護、保全を目的とし、保存樹木40本の現状確認を行い、適正管理が行われている管理者に対して報償費の支払いを行いました。

5. 地域住民と協働して平地林の整備や活用に努めます。

担当部署：花と緑の課

矢場町平地林整備に向けて地元住民との話し合いを行い、事業計画の説明および地元意見を取り入れ整備計画を進めています。

6. 公共施設の整備の際には、積極的に緑化を進めます。

担当部署：各施設担当課

公共施設でのグリーンカーテンの設置とともに、施設を緑化することで、市民にやすらぎとうるおいを与えるとともに、災害時には火災の延焼を防ぐ効果もあることから、引き続き緑化を整備していきます。

7. 湧水調査を実施し、保全整備を行います。

担当部署：環境対策課

NPO法人新田環境みらいの会にて、新田地域の保全整備に協力いただきました。また、新たな湧水地についても情報提供いただきましたが、発見はありませんでした。

8. 市内のボランティアやNPO法人などと協働して、市民参加による河川や湧水地などの水辺の維持管理の推進やイベント活動を展開し、市民が水辺に親しめる機会を提供します。

担当部署：環境対策課

市民と太田市環境創造協議会（市民・団体・事業者で構成）と行政が連携して、石田川の下流にて水質のバックテストや顕微鏡を用いた微生物調査を実施しました。

9. 大規模開発行為又は建築行為に対して、「太田市開発許可制度の手引き」に基づき、緑化や公園緑地の設置等の指導を行い、みどりを確保します。

担当部署：建築指導課

太田市の開発事業指導要綱及び都市計画法の技術基準に基づき、区域面積に対して3%以上の緑地（公園）の設置を指導しました。

10. みどりや花による緑化活動を行う市民団体等に対し、支援や育成を行います。

担当部署：花と緑の課、地域総務課

1%まちづくり事業補助金を活用し、団体による花壇等の設備を34件行いました。また、街路花壇や街路プランターを管理する地元団体・隣接住民及び太田市女性防火クラブへ花苗の配付を行い、令和4年度は400人を上回る参加がありました。

11. 農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。

担当部署：農村整備課

農業用水路や農道の除草作業を実施しました。地域の活動として側溝の泥上げ、草花の植栽も実施しました。

12. 遊休農地や耕作放棄地を解消するため、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業等の効率的な活用を図ります。

担当部署：農業政策課

中間管理事業及び5月と10月の利用権設定を積極的に活用するよう広報紙へ3回掲載する等、呼びかけを行いました。また、農地の貸借に関して窓口へ相談に来た農地所有者に対し、両事業制度を説明し利用を促進しました。

1 3. 地産地消により、地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や地場産品の学校給食への活用などを推進します。

担当部署：農業政策課

道の駅おおたにて、地場産農畜産物の充実化を図るとともに、PR事業として「麦とろフェスティバル」等のイベントを開催しました。また、太田市精米センターから学校給食用として市内小中学生に対し、安全安心な太田市産米の提供を行うとともに、市内小学校向け農業体験事業を行うことで、地産地消への意識を高め普及推進を図りました。

1 4. イノシシなどの鳥獣被害対策を、地域住民や猟友会などと協力し、農作物や家屋等の被害防止に努めます。

担当部署：農業政策課

猟友会に委託して、イノシシなどの有害鳥獣駆除を行うほか、イノシシ被害のある地区でわな猟免許を取得してもらい、捕獲檻の地元管理を行いました。その他、イノシシなどの有害鳥獣の出没を防止するために、下草刈りや竹林整備も実施しました。ハクビシンやアライグマなどの小型獣については、被害対策として小型檻の貸し出しを行っており、捕獲檻を増設し捕獲数も増加しました。農作物を鳥獣被害から守るための防護柵の整備に対して補助制度を設けています。

第4章 安心して快適に暮らせるまち

■施策の方向性

法令等に基づく事業所・工場などへの指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取り組みを実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施していきます。

また、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の向上、廃棄物の不法投棄の発生防止や、『太田市景観計画』等に基づく、開発行為等における景観への取り組みを実施していきます。

さらに、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を講じていきます。気候変動の影響は様々な分野におよびますが、本市においては健康安全面での対策や浸水被害への対策を推進していきます。

■環境みらい像の達成目標

項目	令和4年度 目標値	令和4年度 実績値
大気汚染、河川水質、大気ダイオキシン類の 環境基準達成割合	100%	83.3%
まちなみの美しさに対する市民の満足度	17.1%	※
クールシェアスポット数	20か所	0か所

※次期計画策定時に再度「太田市の環境についてのアンケート調査【市民向け】」を行い目標の達成率を確認します。

評価コメント

大気ダイオキシン類については測定地点の全てで環境基準を達成することができましたが、光化学オキシダントの発生や、河川水質での生物化学的酸素要求量については、環境基準を達成することができませんでした。今後も工場などへの立ち入り検査や指導などを通じて、環境基準について全ての項目を達成できるよう努力していきます。

また、クールシェアスポット数については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、市内事業者や公共施設へ展開しませんでした。

■実績

(1) 環境基準達成割合

合計12項目中10項目達成 = 83.3%

※環境基準については資料編 p66 以降に掲載しています。

A) 大気汚染

常時測定 測定地点2か所

群馬県は、大気汚染に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準に設定されている6物質（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質）のうち一酸化炭素を除く5物質について中央小学校に大気汚染常時自動測定局（以下「測定局」という。）を、一酸化炭素については太田市飯塚町に自動車排出ガス測定局を設置し、それぞれ環境基準の達成状況を監視、測定しています。

測定局の測定結果は、5物質について環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントは環境基準を超過する日がありました。

環境基準6項目中5項目達成 = 83.3%

	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境基準達成状況	○	○	○	○	×	○

B) 河川水質

測定回数12回

3地点測定（毎月）及び26地点測定（5・7・9・1月）を実施しています。石田川古利根橋、大川合流前および早川前島橋において、環境基準に設定されている5項目（水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌数）のうち4項目は環境基準を達成しましたが、生物化学的酸素要求量は環境基準を超過しました。

なお、生物化学的酸素要求量についてはBOD75%値による評価としました。

BOD75%値とは、環境基準の適合状況を評価する際に用いられる統計値で、ある地点におけるBODの年間の測定結果を低いほうから並べ、 $(0.75 \times n)$ 番目（ n は測定した回数）の数値を評価対象とする手法です。例えば測定回数が12回の場合は、 $0.75 \times 12 = 9$ となるため、測定結果を数値の低いほうから並べて9番目の値が75%となります。

環境基準5項目中4項目達成 = 80.0%

	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	大腸菌数
環境基準達成状況	○	×	○	○	○

C) 大気ダイオキシン類

測定回数2回 測定地点4か所

測定地点については太田市役所南庁舎・尾島庁舎・新田庁舎・休泊行政センターの4地点で測定を行いました。

環境基準1項目中1項目達成 = 100%

(2) まちなみの美しさに対する市民の満足度

次回「太田市の環境についてのアンケート調査」を行った際に確認します。

(3) クールシェアスポット数

基準年（平成27年）時点では3か所であったスポット数が、令和元年度では16か所ありましたが令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により事業を展開しませんでした。今後もクールシェアスポットのあり方を検討し、市民が効率よく快適な環境で過ごせるように検討します。

■市民の取り組み5か条

1. ごみやタバコのポイ捨てはせず、ペットのフンは必ず持ち帰りましょう。
2. 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄はせず、適正に処理しましょう。
3. 地域の美化運動に積極的に協力しましょう。
4. エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎みましょう。
5. 災害への備えを確認しましょう。

■事業者の取り組み5か条

1. 法令や条例などに基づく規制・基準を遵守しましょう。
2. 法律に基づき廃棄物を適正に処理しましょう。
3. 地域の美化運動に積極的に協力しましょう。
4. クールシェアスポットの活用に協力しましょう。
5. 災害への備えを確認しましょう。

第4章 《第1節 公害防止対策の推進》

■取り組み方針

(1) 公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場などへの指導、立ち入り検査の実施など、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施していきます。

(2) 監視、測定体制の充実

大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類、放射線量など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。

■具体的な取り組み

1. 生活環境を保全するため、事業所や工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。

担当部署：環境対策課

水質汚濁防止法に基づく立入検査を延べ21件実施し、排出水の水質検査を行い、排水基準の遵守状況について検査・指導を行いました。

※水質汚濁防止法に基づく立入検査については資料編 p92 に掲載しています。

2. 大型車が通る道路では、自動車交通騒音等を緩和する高機能舗装による整備等、道路環境の改善を進めます。

担当部署：道路整備課

自動車交通騒音などを緩和する高機能舗装による整備の実施はありませんでした。

3. 生活道路へ通過車両が進入することを防ぐため、安全対策の見直しや交通規制の実施の検討、幹線道路（都市計画道路）の整備を進めます。

担当部署：道路整備課、交通対策課

交通安全啓発看板の設置を行いました。年度目標値は5枚でありましたが、結果として5枚設置することができました。

幹線道路の工事を1件行い、整備促進を実施しました。

4. 大気中への石綿の飛散を防止するため、建築物の解体現場などにおける飛散防止対策について県と連携を図ります。

担当部署：建築指導課

群馬県東部環境事務所と合同で、6月と10月に建設リサイクル法パトロールを実施しました。

5. 足尾銅山山元対策の経過監視を継続していきます。

担当部署：環境対策課

山元調査を7月と10月に実施しました。

※水質調査結果は資料編 p81 に掲載しています。

6. 大気、水質、騒音・振動などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。

担当部署：環境対策課

それぞれの項目において監視・測定を行いました。

※測定結果については資料編 p90 に掲載をしています。

7. 土砂等の汚染や崩落等の災害の発生を防止するため、小規模の埋立等に許可制を設け規制を行います。

担当部署：環境対策課

許可申請が提出された場合には、土砂の搬出元および搬出先の現地確認を行いました。令和4年度は現地調査が3件ありました。

第4章 《第2節 安心・安全な生活環境の保全》

■取り組み方針

(1) 環境美化の推進

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対する市民・事業者のモラルを向上させるとともに、地域との協働によるまちの美化の取り組みとして、「クリーン作戦」等を実施し、ごみの少ないきれいなまちを目指します。

(2) まちなみ景観の向上

良好なまちの景観を形成するため、『太田市景観計画』等に基づく、開発行為等における景観への取り組みを実施し、地域の特色を活かした太田らしい景観づくりを推進します。

■具体的な取り組み

1. 快適で心地よい生活環境を維持するため、ごみやたばこのポイ捨てや犬のフン害防止等、まちの美化に関する市民の意識の向上を図ります。

担当部署：環境対策課

ポイ捨てや犬のフンについての相談があった場合には、回覧チラシの配付や啓発用看板の設置などを地区に依頼しました。また、ポイ捨て防止推進員の任命を行い、各地区で地域の実情に合わせて啓発・清掃活動をできるように支援をしました。

※ポイ捨て防止推進員については資料編 p96 に掲載しています。

2. 廃棄物の不法投棄に対する県や警察との協力関係を強化します。

担当部署：環境対策課

不法投棄については、悪質なものと原因者が判明したものについて警察へ通報し、指導などの依頼をしました。

3. 市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。

担当部署：環境対策課

5月29日と9月25日に全市一斉のボランティア清掃活動であるクリーン作戦を行い、可燃ごみ127.61t、不燃ごみ22.71tをそれぞれ回収しました。南一番街クリーンアップ活動につきましては、一部実施しました。

※詳細については資料編 p97 に掲載しています。

4. 建築や建設などの行為、開発行為等にあたっては、『太田市景観計画』等に基づきながら、景観や環境に配慮するよう指導を行います。

担当部署：都市計画課、建築指導課

太田市開発事業指導要綱に基づき、景観計画に対する手続きを指導しました。太田市景観計画で定めた届出行為対象に該当する場合には届出を出してもらい、色彩基準を遵守させました。令和4年度の届出件数は138件ありました。

5. 地域の特色を活かした良好なまちなみを形成するため、地区計画の活用を検討します。

担当部署：都市計画課

現在は27箇所を地区計画区域として指定しています。地区計画区域内で建築行為等を行う場合に届出を行ってもらい、その届出内容を確認し、地区整備計画に基づいた制限に適合するよう指導し良好なまちなみ形成を目指しました。令和4年度の届出数は155件ありました。

第4章 《第3節 気候変動適応策の推進》

■取り組み方針

(1) 自然災害対策の推進

豪雨の増加や台風の大型化等による浸水や土砂崩れ、河川の氾濫などの災害への防災対策を推進します。

また、太田市防災マップや避難所マップの周知を図り、市民の防災意識の向上を促進します。

(2) 健康被害対策の推進

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により、都市部の高温化が進み、熱中症の発症リスクが高まっていることから、高齢者等市民へ向けて予防に関する情報提供などの普及啓発を行っていくほか、公共施設をはじめ、事業者へ「まちかどクールスポット」の設置を呼びかけます。

(3) 災害に強いまちづくりの推進

気候変動による市域への影響や対策について情報提供を行うなど、気候変動適応の考え方の周知を図ります。

また、気候変動の影響による被害を最小限とするため、関係機関と連携しながら、地域の防災・減災力の強化に努めます。

■具体的な取り組み

1. 雨水貯留施設の設置促進など、排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水の流出抑制対策を推進します。

担当部署：道路整備課、道路保全課、建築指導課、農村整備課

太田市の開発事業指導要綱及び都市計画法の技術基準に基づき、施設の整備及び雨水の流出抑制対策を指導しました。

道路や水路の除草、防草シートの張替えを実施しました。雨水流出対策として道路排水側溝の土砂や汚泥等については、堆積状況を調査し適正に浚渫を実施しましたが、雨水貯留施設の設置はしていません。

排水路の整備促進を実施しました。工事件数は年度目標の2件を達成しました。

2. 太田市防災マップや太田市避難所マップ、おおた安全・安心メールの周知を図り、市民の防災意識の向上を促進します。

担当部署：危機管理室

9月の広報おおたの防災特集号や行政センターだより、HP等にて太田市防災マップや太田市避難所マップ、おおた安全・安心メールを周知しました。

3. 熱中症患者の発生を予防するため、県と連携して市内の公共施設や事業所を「クールシェアスポット」として認定し、休息施設としての利用を促進します。

担当部署：環境対策課

市内公共施設でのクールシェア運動への参加は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため行いませんでした。

4. 熱中症の発生を抑制するため、ホームページや防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報を迅速に行うとともに、関係機関等を通じた高年者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。

担当部署：環境対策課

全庁的な取り組みとして実施している「おとしより見守り隊」では、職員がひとり暮らし高齢者宅を訪問し、熱中症に気を付けるように直接伝えるとともに、注意喚起チラシを手渡すなど、声掛け活動に力を入れました。また、高齢者地域福祉自立支援事業として、ふれあい相談員がひとり暮らし高齢者宅を訪問した際に、熱中症予防についての声掛け活動を積極的に実施しました。

5. 光化学オキシダント注意報発令時における周知の迅速化を図ります。

担当部署：環境対策課

注意報が発令された際には、群馬県より環境対策課、消防本部、児童施設、運動施設に通知され、注意喚起を図っています。

6. 地表面や屋上の緑化、透水性舗装の拡大など、ヒートアイランド現象の緩和に向けた取り組みを推進します。

担当部署：環境対策課、各施設担当課

新規施設計画時には積極的に緑化を推進していきます。

7. 土砂等の汚染や崩落等の災害の発生を防止するため、小規模の埋立等に許可制を設け規制を行います。

担当部署：環境対策課

許可申請が提出された場合には、土砂の搬出元および搬出先の現地確認を行いました。令和4年度は現地調査が3件ありました。

8. 気候変動による影響やリスク、防災・減災に関する情報提供と学習講座等の開催を図ります。

担当部署：危機管理室

出前講座等を活用し、市民一人一人の防災意識を高めるとともに、災害時の知識や技術の周到を図りました。

9. 気候変動の影響による被害を最小限とするため、関係機関と連携し、地域の防災・減災力の強化など、気候変動適応に関する施策について検討します。

担当部署：危機管理室

防災関係機関等と災害時応援協定の締結や情報交換等を行い、連携を図りました。

10. 防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電、コージェネレーション、電気自動車（EV）、蓄電池等）を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。

担当部署：危機管理室、脱炭素推進室

再生可能エネルギーの活用方法や他自治体での事例等の情報収集を行いました。また、ライフライン事業者等と災害時の電源供給、避難所資機材等について情報交換を行いました。

第5章 みんなで環境保全に取り組むまち

■施策の方向性

家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会でも、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取り組みを展開します。

また、未来を担うこどもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。

■環境みらい像の達成目標

項目	令和4年度 目標値	令和4年度 実績値
地域の環境活動に参加したことがある市民の割合	36 %	※
協働による環境イベントの開催数	5回	5回

※次期計画策定時に「太田市の環境についてのアンケート調査【市民向け】」を行い目標の達成率を確認します。

評価コメント

市内の環境保全活動の活性化を図るべく、市民団体や事業所などと協働でイベントを企画・開催し、年度目標を達成することができました。今後も市民が参加しやすく、環境に興味を持ってもらえるようなイベントを開催していきます。

■実績

(1) 地域の環境活動に参加したことがある市民の割合

次回「太田市の環境についてのアンケート調査」を行った際に確認します。

(2) 協働による環境イベントの開催数

①石田川下流域の水質及び水生動植物調査（6月12日）

概要：国土交通省「身近な水環境の全国一斉調査」にあわせて太田市環境創造協議会活動として、石田川下流の水質調査（パックテスト）を実施しました。

参加者：8名

②石田川みんなで再発見プロジェクト「水の旅」（10月22日）

概要：太田市の代表的な河川である石田川について学んでもらうため、太田市環境創造協議会活動として実施しました。

参加者：24名

③太田市環境フェア（11月13日）

概要：環境にやさしい暮らしと社会づくりを広く市民にアピールし、環境に対する市民の関心を高めることを目的とし、開催しました。

参加団体：22団体

④まちの先生見本市（11月13日）

概要：「将来を担う子供たちの人づくり」を基本コンセプトとし、市民と産官民学の交流によりこれからの太田を担う人材の育成に寄与することを目的とし、開催しました。

参加団体：16団体

⑤次世代自動車試乗会（2月25日）

概要：各自動車販売店の協力により、次世代自動車に実際に試乗するイベントを、道の駅おおたで開催しました。また、太田市環境創造協議会・東京電力パワーグリッド株式会社・日本ミシュランタイヤ株式会社の協力のもと、環境活動についての周知を行いました。

参加車両：日産 SAKURA

三菱 アウトランダーPHEV、ekX EV

フォルクスワーゲン Golf、ID. 4

トヨタ プリウス

試乗組数：42組

■市民の取り組み5か条

1. 環境に優しい生活や行動を心がけましょう。
2. 環境イベント、環境学習講座などに積極的に参加しましょう。
3. ボランティアなどの協働活動に参加しましょう。
4. 環境に関心を持ち、環境保全活動に関する情報をキャッチしましょう。
5. 自主的に環境学習に取り組みましょう。

■事業者の取り組み5か条

1. 環境マネジメントシステム（環境GS〈ぐんまスタンダード〉認定制度、エコアクション21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入しましょう。
2. 市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに積極的に参加・協力しましょう。
3. 施設見学など環境教育・環境学習の機会を提供しましょう。
4. 従業員を対象とした環境研修を実施しましょう。
5. 環境に関する制度等の情報を収集し、事業活動に活用しましょう。

第5章 《第1節 環境教育・環境学習の推進》

■取り組み方針

(1) 学校における環境教育の推進

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、なお一層の充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育の取り組みを推進します。

また、学校がニーズに合ったボランティア団体・NPO・企業・大学等と連携できるよう、住民団体や事業所などが提供する環境教育メニューとのマッチング事業を推進します。

(2) 地域における環境学習機会の拡充

地域における環境学習については、幅広い世代を対象とした環境学習の活性化を図ります。

また、より多くの市民の興味を引きつける活動内容の立案や、市民が参加しやすい工夫などの改善策を講じながら、環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上を目指します。

■具体的な取り組み

1. 学校ISOを推進し、次世代を担う小中学生を対象に、環境問題やエネルギー問題の意識付けを行います。

担当部署：学校教育課

日常生活等における環境活動でエコの面から、授業における環境教育で教育の面から意識付けを試みました。実施校数は年度目標値の42校に対して目標値を達成する42校で実施しました。

2. 教職員を対象とした環境教育に関する研修を進めます。

担当部署：学校教育課

学校ISO担当者研修を行い、研修参加校数は年度目標値の42校を達成する42校が参加となりました。

3. 身近な環境問題を取り上げた学習教材を各学校で活用します。

担当部署：学校教育課、環境対策課

環境教育年間指導計画並びに評価表の作成を行い、実施校数は年度目標値の42校を達成する42校となりました。また、市内公立小学校6年生、市内公立中学校2年生を対象に環境アンケートを実施し、環境問題への意識づけを行いました。

※アンケート結果については資料編 p99 に掲載しています。

4. 学校がニーズに合ったボランティア団体・NPO・企業・大学等と連携できるよう、住民団体や事業所などが提供する環境教育メニューとのマッチング事業を推進します。

担当部署：環境対策課、学校教育課

榛名や赤城、尾瀬の自然を用いて、森林環境教育や尾瀬ネイチャーラーニングの校外活動を行うことで自然環境の大切さや保全について学ぶもので、16校で実施しました。

5. 市民・事業者の環境保全意識向上のため、環境学習の機会の充実を図ります。

担当部署：環境対策課、生涯学習課

年間を通して環境学習に関する団体・サークルも含め展示・発表の場所の提供を図りました。令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、環境美化運動である金山清掃を実施できませんでしたが、今後も市民団体と協力して開催し、身近な環境美化意識の向上を図ります。

6. 市民・事業者の環境学習の拠点となる場所の拡大・充実を図ります。

担当部署：環境対策課、生涯学習課

年間を通して環境学習に関する団体・サークルも含め展示・発表の場所の提供を図りました。快適な学習の場を提供するため、施設内の修繕を計画的に実施しました。

7. 環境学習活動に講師の派遣等の支援を行うよう努めます。

担当部署：環境対策課、生涯学習課

太田市人材情報の啓発活動等を行い、講師登録者を増やし、環境学習活動の講師派遣等の情報提供の支援を図ります。

8. 市民の環境保全意識向上のため、環境学習に関する図書資料の収集に努めます。

担当部署：学習文化課

新しく購入する本の選書会議において、環境学習に関する図書の収集を意識しました。図書資料の収集冊数は年度目標値として40冊を設定していましたが、実績値として目標値を超える122冊を収集することができました。

9. 省エネルギーに関するセミナーを通じて省エネルギー意識の向上に努めます。

担当部署：脱炭素推進室

職員を対象とした研修会を行い、実行計画（事務事業編）の概要と省エネ法に基づく報告についての説明時に、省エネ活動での取組みで空調の効率的な利用やトイレの暖房便座における節電などについて周知することで、環境配慮への意識の向上を図りました。

10. 地域における省エネルギー活動の指導員や推進員を通じて、省エネルギー行動の普及を図ります。

担当部署：環境対策課

群馬県地球温暖化防止活動推進センター員による家庭でできる省エネルギーについての動画を市 YouTube に掲載することで、省エネルギー行動の普及を図りました。

第5章 《第2節 環境に配慮した行動の実践》

■取り組み方針

(1) 環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民・事業者の自主的な環境に配慮した活動に対する支援を行います。

(2) 環境活動情報の共有

「広報おおた」や市ホームページ、町内回覧板などの様々な媒体を活用しながら、市内の環境保全活動に係る情報発信を行います。
また、市内で活動を行っている市民や環境保全団体等の取り組みを広く周知します。

■具体的な取り組み

1. 日常生活の中で省エネ及び省資源の効果を分かりやすく確認できる手法を紹介し
ます。

担当部署：環境対策課、脱炭素推進室

太田市ホームページにて家庭で実践できる省エネ活動を掲載し、省エネの効果について周知しました。

また、北部運動公園内のエコハウスにおいて、エネルギーの使用状況をモニター表示することで、省エネの見える化を促進しました。

2. チェックシート等により省エネルギー行動の意識付け、動機付けを行います。

担当部署：環境対策課

環境フェアでの「太田市環創造協議会」ブースにおいて、チラシの配布やパネル展示などで身近な省エネ活動の啓発を図りました。

3. 家庭でできる温暖化対策（エコライフ）の普及、啓発を進めます。

担当部署：環境対策課

家庭でできる温暖化対策（エコライフ）について、太田市ホームページや市 YouTube にて周知しました。また、環境フェア・まちの先生見本市にて環境保全活動を行っている複数のNPO法人が、家庭でできる温暖化対策などの啓発を行いました。

4. 環境問題に係る情報の収集・提供を行います。

担当部署：環境対策課

特定外来生物のクビアカツヤカミキリについて、防除・駆除事業を実施するとともに、発見の連絡があった場合には防除・駆除方法を説明し、積極的に情報の収集・提供を行いました。

5. 市民・事業者が行う環境保全活動を発表する場を提供します。

担当部署：環境対策課

環境フェア・まちの先生見本市を開催することで、市民団体や市内業者の環境保全活動を広め、市民の環境に対する関心を高めることができました。また、次世代自動車試乗会において、参加団体の活動を発表する場を提供しました。

6. 市民・事業者が行う環境保全活動について周知を行います。

担当部署：環境対策課

環境フェア・まちの先生見本市において、市内で活動している環境団体や事業者の環境保全活動を、パネル展示や工作等を通じて周知しました。また、3月に「COOL CHOICE チーム太田通信」を発行し、事業者が行う環境保全活動についても周知しました。

7. 環境問題に係る効果的な情報の受発信の方法について検討を図ります。

担当部署：環境対策課

クビアカツヤカミキリの被害対策を、区長会・環境保健委員会を通じての情報発信及び太田市ホームページ・広報おおた等にて周知しました。

第5章 《第3節 協働による環境活動の推進》

■取り組み方針

(1) 環境ボランティア、環境リーダーの育成

**環境学習講座・緑化講習会の開催を通じ、環境ボランティアの育成を図ります。
また、学校や地域での環境体験学習で助言・指導ができるリーダーの育成を進めます。**

(2) 環境に配慮した活動への支援

**市民や事業者が自主的に行う環境活動の支援を図ります。
また、経済活動と環境配慮の両立をめざす中小企業の取り組みを支援するとともに、環境関連技術の普及に向けた活動を支援します。**

(3) 協働による環境活動、イベントの充実

市内の環境団体やボランティア、企業などと連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実を図ります。

■具体的な取り組み

1. 環境保全活動をけん引する市民団体やボランティアの次世代の人材育成を図ります。

担当部署：環境対策課

環境創造協議会による環境保全活動をけん引する市民団体や事業者の集まりをつくることで、次世代の人材育成に向けての土台作り、市内の環境保全活動の活性化を図りました。

2. 市民・事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。

担当部署：環境対策課

5月と9月に全市一斉のボランティア清掃であるクリーン作戦を行い、市民への参加を呼びかけました。また、ポイ捨て防止重点地区を指定し、地区の環境保全活動を推進しました。

※詳細は資料編 p96.97 に掲載しています。

3. 環境保全に貢献している市民団体を支援します。

担当部署：環境対策課

環境フェアにて活動発表の場を提供したほか、非営利団体については展示に必要な物品について助成を行いました。

4. 環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取り組みを支援します。

担当部署：環境対策課

「まちの先生見本市」や「石田川みんなで再発見プロジェクト」など、市民団体や事業者と協力し、イベントの参加と連携を行い、環境イベントの取り組みを支援しました。

5. 環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。

担当部署：環境対策課

平成30年5月に発足した太田市環境創造協議会により、市内で環境活動をしている団体、事業者には情報交換や交流する機会を作りました。

第6章 協働プロジェクトの進捗状況

■協働プロジェクトの概要

これまでに環境保全活動に参加したことがない市民・事業者の興味を引きつけ、より多くの市民・事業者が環境保全活動の担い手となるべく、子どもから大人までが気軽に環境保全活動に参加できる取り組みを、市民・事業者・行政の協働により展開する事業です。

協働プロジェクトのテーマや展開内容は、「太田市環境基本計画市民委員会」において検討を行い、令和3年度までに事業化することを意図して策定されたものです。

(1) 「COOL CHOICE」運動の展開

概要：地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の普及に向けて、市民・事業者・市の協働による「COOL CHOICE」のイベント、PRなどを通年にわたって展開します。

実績・予定	事業内容
令和4年度実績	<ul style="list-style-type: none">・2月に次世代自動車試乗会を道の駅おおたにて開催しました。脱炭素推進企業2社、太田市環境創造協議会も参加し、「COOL CHOICE」・脱炭素へ向けた取組みを周知しました。 試乗者数：42組・「COOL CHOICE」チーム太田認定証の普及拡大を図りました。
令和5年度予定	<ul style="list-style-type: none">・次世代自動車試乗会の参加協力者と協議して、試乗できる車種の拡大や脱炭素イベント及び脱炭素推進企業との共同開催などにより、脱炭素型のライフスタイルへの転換の起点となるイベントを検討します。・「COOL CHOICE」チーム太田認定証の普及拡大を図ります。
令和6年度予定	<ul style="list-style-type: none">・次世代自動車試乗会の継続も検討しつつ、市民ニーズに合わせた子どもから大人まで誰もが楽しく参加できるイベントの拡充に努めます。・「COOL CHOICE」チーム太田認定証の普及拡大を図ります。

(2) 「太田の生きもの調査」の実施

概要：市内の自然環境、生物多様性の現状把握を目的に、児童・生徒を含む一般の市民から市内に生息・生育する動植物の情報を募る継続的な「動植物調査」です。希少動植物の保全対策や外来種対策などにも役立てていくことを計画し、将来的には「太田市生きもの図鑑」の発行を目指します。

実績・予定	事業内容
令和4年度実績	・市内の自然環境・野鳥の実態把握をすべく、日本野鳥の会群馬太田分会の協力のもと、市民参加型の「太田の自然を巡る探鳥会」の開催を協議しました。
令和5年度予定	・「太田の自然を巡る探鳥会」を実施し、市内の自然環境・野鳥についての情報を整理します。
令和6年度予定	・実施した「太田の自然を巡る探鳥会」をもとに、継続と検証を実施し、事業内容のレベルアップを図ります。

(3) 「石田川みんなで再発見プロジェクト」の展開

概要：平地では珍しい「矢太神水源」を水源とする、一級河川「石田川」を活動の場とし、身近な自然の豊かさを守ることの大切さを広く市民に啓発するものです。

実績・予定	事業内容
令和4年度実績	・石田川の下流をフィールドとした、生き物調査や簡易水質調査を実施しました。
令和5年度予定	・石田川周辺の生き物調査や水質調査を継続しつつ、外来生物等の防除や貴重生物の保全活動を実施します。
令和6年度予定	・源流である矢太神水源以外のエリアにおける生き物調査や水質調査を実施します。

(4) 「ごみ減量プロジェクト」の展開

概要：市民や事業者と連携しながら、「ごみの発生」に対する気遣いを醸成する「ごみ減量プロジェクト」を展開します。

実績・予定	事業内容
令和4年度実績	・「次世代自動車試乗会」にてプラスチックごみの減量のため、マイバック作りを太田市環境創造協議会事業として、実施しました。 ・市内の公立小中学校・義務教育学校の生徒にエコバックを配布し、プラスチックごみの減少を図りました。
令和5年度予定	・地域団体と連携したプラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」への取り組みを行います。
令和6年度予定	・プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」の取り組みについて、継続と検討を行います。

(5) 「環境教育マッチング事業」の展開

概要：「おおた・まちの先生」に登録された個人・ボランティア団体・NPO・企業・大学などが、環境保全に対する知見を活用した教育プログラムを用意し、学校のニーズにあった教育プログラムを選択するマッチング事業を推進し、学校現場の負担軽減と環境教育の充実を図るものです。既に「おおた・まちの先生」事務局と学校で展開されている事業であり、より広く、継続的に実施できるような事業の展開を目指します。

実績・予定	事業内容
令和4年度実績	<ul style="list-style-type: none">・「おおた・まちの先生」登録団体の活動状況や得意分野の実態把握をするため、登録団体へアンケートを実施しました。・アンケート結果を取りまとめ、出前講座可能団体と学校とのマッチングを図れるようにしました。
令和5年度予定	<ul style="list-style-type: none">・実施した「まちの先生見本市」とともに、マッチング事業についても、継続と検証を実施します。
令和6年度予定	<ul style="list-style-type: none">・検討した内容を踏まえ、事業内容のレベルアップを図ります。